

# 有害物質一覧表等の確認等実施要領

国 土 交 通 省

海事局検査測度課

## はじめに

### I. 有害物質一覧表の初回確認

#### 1. 初回確認（新船方式）

- (1) 申請者・申請先
- (2) 申請書の添付書類
- (3) 最終審査時に提出する書類

#### 2. 初回確認（現存船方式）

- (1) 申請者・申請先
- (2) 申請書の添付書類
- (3) 最終審査時に提出する書類

#### 3. 初回確認（現存船方式）“特例制度 1”

- (1) 一般事項
- (2) 申請方法
- (3) 確認方法
- (4) 申請者・申請先
- (5) 申請書の添付書類
- (6) 最終審査時に提出する書類

#### 4. 初回確認（現存船方式）“特例制度 2”

- (1) 一般事項
- (2) 申請方法
- (3) 確認方法
- (4) 申請者・申請先
- (5) 申請書の添付書類
- (6) 最終審査時に提出する書類

### II. 有害物質一覧表確認証書

- (1) 証書の交付
- (2) 証書の有効期間
- (3) 証書の有効期間の延長

### III. 有害物質一覧表の臨時・更新確認

#### 1. 一般

- (1) 臨時確認
- (2) 更新確認

#### 2. 臨時・更新確認

- (1) 臨時確認

- (2) 申請書の添付書類
- (3) 最終審査時に提出する書類

#### **IV. 特定船舶の再資源化解体の実施**

##### 1. 一般

- (1) 譲渡し等の承認等の実施及び時期

##### 2. 特定船舶の再資源化の実施

- (1) 申請者・申請先
- (2) 申請書の添付書類
- (3) 予備審査（船上審査）後に提出する書類

#### **IV. 再資源化解体準備証書**

- (1) 証書の交付
- (2) 証書の有効期間
- (3) 証書の有効期間の延長

別紙 変更の記録

参考 インベントリ作成専門家の証明等について  
手数料一覧表  
問い合わせ先一覧

## はじめに

この「有害物質一覧表等の確認等実施要領」（以下「実施要領」という。）は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成 30 年法律第 61 号）（以下「リサイクル法」という。）に規定する有害物質一覧表の確認及び再資源化解体を適正かつ円滑に実施することを目的として作成した。

有害物質一覧表等の確認においては、①予備審査（文書審査）、②予備審査（船上審査）、③最終審査の順に審査を実施することとし、リサイクル条約、リサイクル法、関連規則等、検査と証書のガイドライン及びインベントリ作成ガイドラインへの適合性を確認することとする。

## I. 有害物質一覧表の初回確認

### 1. 初回確認（新船方式※<sup>1</sup>）

#### （1）申請者・申請先

船舶所有者（海事代理士）が船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ申請すること。

#### （2）申請書の添付書類

- ① 有害物質一覧表
- ② 材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類
- ③ 一般配置図
- ④ 機関室配置図 等

#### （3）最終審査時に提出する書類

- ① 最終化した有害物質一覧表
- ② 追加の材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類 等

（※1 IHM 作成ガイドライン（MEPC269. (68)）附属書付録 3 に規定されている方式）

### 2. 初回確認（現存船方式※<sup>2</sup>）

#### （1）申請者・申請先

船舶所有者（海事代理士）が船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ申請すること。

#### （2）申請書の添付書類

- ① チェックリスト（※）
- ② 目視・サンプリングチェック計画（VSCP）
- ③ 船上の有害物質の位置を示す図
- ④ 有害物質一覧表
- ⑤ 材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類  
（※）
- ⑥ 一般配置図
- ⑦ 機関室配置図 等

（※）該当する場合のみ提出

(3) 最終審査時に提出する書類

- ① 最終化した有害物質一覧表
- ② サンプル分析結果 等

(※2 IHM 作成ガイドライン (MEPC269. (68)) 附属書付録5に規定されている方式)

3. 初回確認 (現存船方式) “特例制度 1”

(1) 一般事項

本特例は、現存船方式の有害物質一覧表が国土交通省、(一財)日本船舶技術研究協会又は(株)NKコンサルティングサービスのいずれかの制度の下、インベントリ作成専門家として登録されている者によって作成されている際に適用する。

(2) 申請方法

申請書の備考欄に「平成 31 年 3 月 29 日付け国海査第 523 号の 4 に基づく審査の特例制度 1 の適用を希望」と記載し、専門家証明書の写しを添付すること。

(3) 確認方法

提出される有害物質一覧表及び関連書類の完成度や審査対応状況等を勘案し、審査の一部を簡素化する合理的な確認を行うこととする。

(4) 申請者・申請先

船舶所有者(海事代理士)が船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ申請すること。

(5) 申請書の添付書類

- ① チェックリスト
- ② 目視・サンプリングチェック計画 (VSCP)
- ③ 船上の有害物質の位置を示す図
- ④ 有害物質一覧表
- ⑤ 材料宣言書 (MD) 及び供給者適合宣言書 (SDoC) 又はこれらに相当する書類  
(※)
- ⑥ 一般配置図
- ⑦ 機関室配置図
- ⑧ 専門家証明書の写し 等

(6) 最終審査時に提出する書類

- ① 最終化した有害物質一覧表
- ② サンプル分析結果 等

4. 初回確認 (現存船方式) “特例制度 2”

(1) 一般事項

本特例は、インベントリ適合証(雑証明)を受有している船舶が初回確認を受ける際に適用する。

(2) 申請方法

申請書の備考欄に「平成 31 年 3 月 29 日付け国海査第 523 号の 4 に基づく審査の特

例制度2の適用を希望」と記載すること。

(3) 確認方法

インベントリ適合証（雑証明）交付時の船舶の状態に関する文書審査は実施しており、文書審査においては、証明書交付時からの変更点のみを確認することとする。

(4) 申請者・申請先

船舶所有者（海事代理士）が船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ申請すること。

(5) 申請書の添付書類

- ① インベントリ適合証（雑証明）
- ② 有害物質一覧表
- ③ 材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類
- ④ インベントリ適合証（雑証明）交付以降の工事記録
- ⑤ 一般配置図
- ⑥ 機関室配置図 等

(6) 最終審査時に提出する書類

- ① 最終化した有害物質一覧表
- ② 追加の材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類 等

## **II. 有害物質一覧表確認証書**

(1) 証書の交付

有害物質一覧表確認証書は、初回確認又は更新確認の終了時に交付することとする。なお、臨時確認の終了時には新たに有害物質一覧表確認証書は交付せず、現有の証書へ裏書きを行うこととする。

(2) 証書の有効期間

有害物質一覧表確認証書の有効期間は確認の終了日から5年とする。

例) 2019年7月1日に確認を終了した船舶の場合

「2024年6月30日まで」

(3) 証書の有効期間の延長

イ) 有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は更新確認を受ける予定の外国の他の港に向け航行中となる場合は、有効期間が満了する日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において指定する日まで有効期間を延長できるものとする。

ロ) 国際航海に従事する船舶であって航海を開始する港から最終の到着港までの距離が1,000海里を超えない航海に従事するものが、有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する時において、航海中である場合は、有効期間が満了する日から起算して1月を超えない範囲内において指定する日まで有効期間を延長できるものとする。

ハ) 国際航海に従事しない船舶が、有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する

時において、航海中となる場合は、有効期間が満了する日から起算して1月を超えない範囲内において指定する日まで有効期間を延長できるものとする。

### **Ⅲ. 有害物質一覧表の臨時・更新確認**

#### **1. 一般**

##### (1) 臨時確認

臨時確認は、船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する臨時検査事由に該当する改造等が有害物質一覧表の変更を伴う場合に受けなければならない。

##### (2) 更新確認

更新確認は、有害物質一覧表確認証書の有効期間満了後も排他的経済水域を超えて航行の用に供しようとするときに受けるものとする。

#### **2. 臨時・更新確認**

##### (1) 申請者・申請先

船舶所有者（海事代理士）が船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ申請すること。

##### (2) 申請書の添付書類

- ① 有害物質一覧表確認証書
- ② 有害物質一覧表
- ③ 材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類
- ④ 最後の確認以降の工事記録
- ⑤ 変更の記録（別紙）
- ⑥ 一般配置図
- ⑦ 機関室配置図 等

##### (3) 最終審査時に提出する書類

- ① 最終化した有害物質一覧表
- ② 追加の材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類 等

### **Ⅳ. 特定船舶の再資源化解体の実施**

#### **1. 一般**

「特定船舶の再資源化解体の実施」に関する承認等は、船舶が運航を終了し、解体に着手される前に実施しなければならない。

#### **2. 特定船舶の再資源化の実施**

##### (1) 申請者・申請先

船舶所有者（海事代理士）が船舶所有者の所在地を管轄する地方運輸局等へ申請すること。

(2) 申請書の添付書類

- ① 有害物質一覧表確認証書（※1）
- ② 有害物質一覧表
- ③ 材料宣言書（MD）及び供給者適合宣言書（SDoC）又はこれらに相当する書類
- ④ 船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって告示（※2）で定めるものに係る情報
- ⑤ 船用品であって告示（※2）で定めるものに係る情報
- ⑥ ④及び⑤が適正に作成されていることを示す次の書類
  - イ) ④及び⑤に係る品目の船舶での存在量及び場所等に関する船上調査票
  - ロ) 船舶再資源化解体施設に到着するまでの間の船舶の運航計画・予定
- ⑦ 承認済みの船舶再資源化解体計画の写し
- ⑧ リサイクル実施のための承認文書の写し 等

（※1）該当する場合のみ提出

（※2）国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第22条第1項第2号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第3号の船用品を定める告示（今後制定予定）

(3) 最終審査時に提出する書類

- ① 上記（2）に掲げる書類のうち、予備審査により最終化された書類 等

## **V. 再資源化解体準備証書**

(1) 証書の交付

再資源化解体準備証書は、「特定船舶の再資源化解体の実施」に関する承認等の終了時に交付することとする。なお、再資源化解体準備証書は譲渡し等の禁止を解除するための証書であり、航行禁止を解除するための証書ではないため、有害物質一覧表確認証書及び再資源化解体準備証書が有効な状態であり続ける必要がある点に注意すること。

(2) 証書の有効期間

再資源化解体準備証書の有効期間は承認等の終了日から3月とする。

(3) 証書の有効期間の延長

再資源化解体準備証書の有効期間が満了する時において、航海中となる場合は、有効期間が満了する日の翌日から起算して当該航海に必要な日数を超えない範囲内においてその指定する日まで有効期間を延長できるものとする。



## 変更の記録 (Record of Revision)

変更年月日 Date of revision	変更事項 <sup>(注)</sup> Revised provisions	地方運輸局長等 Administration

(注)

- 変更事項欄は、船舶所有者（船舶所有者の代理として有害物質一覧表の変更の権限を有している者を含む。）が変更事項を記載し、署名すること。
- 当該変更事項が、臨時確認事項である場合は、船舶所在地官庁の臨時確認が必要である。
- 本記録は、有害物質一覧表と併せて保管すること。

## インベントリ作成専門家の証明等について

1. 専門家の証明

## 1. 1 申請

専門家の証明を受けようとする者は、別紙様式－1の証明願に加え、2.の「専門家の登録基準」に合致することを証明する書類（記載事項を確認する必要があるため、公的身分証の写しを含む。）（2.3の規定による場合は有効なID等）を添付し、検査測度課に提出すること。なお、申請は、会社単位で一つの証明願に纏めても差し支えない。

## 1. 2 証明書の交付

提出された書類の内容が2.の「専門家の基準」に合致する場合は、別紙様式－2の証明書を申請者に交付する。証明書の有効期限は2年とする。

注：2.3の規定により交付する場合の有効期限は、現有する資格証の有効期限までとする。

## 1. 3 証明書の書換え

証明書の記載内容に変更が生じた場合は、書換えを行うこと。書換えを行おうとする者は、別紙様式－3の書換願に加え、現在交付されている証明書を添付し、検査測度課に提出すること。

## 1. 4 証明の取消し

証明の備考の取り消し事由に該当する場合又は証明を取り止めたい場合は、その旨を検査測度課へ届け出ること。証明を取り消した場合は、速やかに証明書を返納すること。

## 1. 5 証明書の更新

証明書の更新を希望する者は、別紙様式－4の更新願に加え、①現在交付されている証明書及び②4.4の更新基準に合致することを証明する書類（2.4.3（1）の規定による場合は有効な証明書）を添付し、検査測度課に提出すること。

新たに交付する証明書の有効期限についても2年とする。

注：2.4.3の規定により更新する場合は、受有する資格証の有効期限までとする。

2. 専門家の基準

## 2. 1 専門家A（インベントリ作成専門家）の基準

（1） インベントリの作成を適正に行うことができる以下の知識を有していること

- ① 船舶艀装、機関艀装及び電気艀装
- ② 有害物質の取扱、関連規則、サンプリング
- ③ インベントリの作成方法（実船調査の方法を含む。）

（2） 以下の関連法令に関する知識を有していること

- ① リサイクル条約及び同条約関連ガイドライン
- ② リサイクル法及び同法関連規則

- (3) 申請日から2年以内の期間においてインベントリ作成及び実船調査の経験が2隻以上あること

## 2. 2 専門家B（実船調査専門家）の基準

- (1) 実船調査を適正に行うことができる以下の知識を有していること
  - ① 船舶艙装、機関艙装及び電気艙装
  - ② 有害物質の取扱、関連規則、サンプリング
  - ③ 実船調査の方法
- (2) 以下の関連法令に関する知識を有していること
  - ① リサイクル条約及び同条約関連ガイドライン
  - ② リサイクル法及び同法関連規則等
- (3) 申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること

## 2. 3 同等効力

- (1) (一財)日本船舶技術研究協会又は(株)NKコンサルティングサービスの制度の下、専門家として登録されている者については、2. 1又は2. 2の登録基準に合致するものとする。
- (2) (1)以外に専門家として登録された者で、2. 1又は2. 2の登録基準と同等の知識及び経験を有するものと検査測度課長が認める者。

## 2. 4 更新基準

### 2. 4. 1 専門家A

申請日から2年以内の期間においてインベントリ作成の実績が2隻以上あること

### 2. 4. 2 専門家B

申請日から2年以内の期間において船上調査の実績が2隻以上あること

### 2. 4. 3 同等効力

- (1) (株)NKコンサルティングサービスの制度の下、専門家として登録されている者については、上記の更新基準に合致するものとする。
- (2) 申請日から2年以内の期間において、上記2. 1(1)及び(2)、又は、2. 2(1)及び(2)に関する研修を毎年5時間以上受講している者については、上記の更新基準に合致するものとする。
- (3) (1)以外に専門家として登録された者で、2. 4. 1又は2. 4. 2の更新基準と同等の実績を有するものと検査測度課長が認める者。

年 月 日

証 明 願

検査測度課長 殿

願出者の氏名又は  
名称及び住所

印

下記の者について、平成 31 年 3 月 29 日付け国海査第 523 号の 4 に規定する、専門家の基準に適合する証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 証明を受けようとする者の氏名、生年月日、所属名
2. 証明を受けようとする専門家の区分 (A/B)

## 証 明 書

下記の者は、平成 31 年 3 月 29 日付け国海査第 523 号の 4 に規定する、専門家 A/B に係る基準に適合しているものであることを証明する。

## 記

氏 名	
生年月日	
所 属 名	
有効期限	

(備考)

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、その旨届け出ること。
  - (イ) 記載事項に変更が生じたとき。
  - (ロ) 証明書を更新するとき。
  - (ハ) 証明の取り止めを行うとき。
- (2) 次の各号の一に該当する場合であって不相当と認める場合には証明を取り消すものとする。
  - (イ) 偽りその他不正の手段により本証明書の交付を受けたとき。
  - (ロ) (1) の届出を忘れ、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (ハ) その他検査測度課長が証明を取り消すことが適当であると認めるとき。

年 月 日

検査測度課長 印

年 月 日

書 換 願

検査測度課長 殿

願出者の氏名又は  
名称及び住所

印

下記の者について、平成31年3月29日付け国海査第523号の4の規定により、書換えを受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 書換えを受けようとする者

氏 名	
生年月日	
所 属 名	
証明書の 記号番号	

2. 書換えを受けようとする事項

年 月 日

更 新 願

検査測度課長 殿

願出者の氏名又は  
名称及び住所

印

下記の者について、平成 31 年 3 月 29 日付け国海査第 523 号の 4 に規定する、専門家の基準に適合する証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 証明を受けようとする者の氏名、生年月日、所属名

2. 証明を受けようとする専門家の区分

## 手数料一覧表

項 目	手数料
初回確認（五千トン未満）	¥80,300
初回確認（五千トン以上）	¥134,300
臨時・更新確認（五千トン未満）	¥47,700
臨時・更新確認（五千トン以上）	¥79,800
譲渡し等の承認等（五千トン未満）	¥80,300
譲渡し等の承認等（五千トン以上）	¥134,300
外国で受ける場合の加算（初回確認）	¥485,200
外国で受ける場合の加算（初回確認以外）	¥113,700
船級船に係る証書の交付	¥3,450
証書の再交付又は書換え	¥4,350



## ○地方運輸局等のお問い合わせ先

地方運輸局等	住所	電話番号
北海道運輸局	札幌市中央区大通西 10	011-290-2771
東北運輸局	仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7516
関東運輸局	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7225
北陸信越運輸局	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9158
中部運輸局	名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8021
近畿運輸局	大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6426
神戸運輸監理部	神戸市中央区波止場町 1-1	078-321-7052
中国運輸局	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-8794
四国運輸局	高松市サンポート 3-33	087-802-6825
九州運輸局	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-3174
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1838
国土交通省海事局	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8639

※北陸信越運輸局は海事部船舶安全環境課、沖縄総合事務局は運輸部船舶船員課、国土交通省海事局は検査測度課、その他の局は海上安全環境部船舶安全環境課